

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 について

〔平成 15 年 6 月 27 日
閣 議 決 定〕

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 を別紙のとおり定める。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

平成 15 年 6 月 27 日

3. 税制改革

——持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革を進める。

【改革のポイント】

- (1) 「包括的かつ抜本的な税制改革」に引き続き取り組む。
- (2) 社会保障制度改革と整合性をとって税制改革を行う。
- (3) 「国と地方」の「三位一体の改革」と整合性をとって税制改革を行う。
- (4) 負担に対する国民の納得が得られるよう、納税と徴税の環境を整える。

【具体的手段】

- (1) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定。以下、「基本方針 2002」) の考え方を踏まえ、「改革と展望—2002 年度改定」で掲げた次の事項を中心に、引き続き税制改革に取り組む。
 - ・持続的な経済社会の活性化のための税制改革
 - ・租税負担と社会保障負担の総合的な検討
 - ・国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方
- (2) 家計の金融資産を証券市場に振り向け、将来の成長に結びつけるために、金融資産からの収益を一体化して課税する方式に向けて検討を行う。
- (3) IT 化に対応した納税申告と税の徴収を進める。サラリーマンの申告納税の拡大・納税者 ID 制度等の検討によって、より信頼できる徴税と納税の環境を整える。
- (4) 平成 18 年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。